

大台町空き家バンク利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大台町空き家バンク制度への登録を促進し、移住希望者への住居の提供に資するため、大台町空き家バンク利用促進助成金を交付する事に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金を交付する対象者は、大台町空き家バンク実施要綱（平成24年大台町告示第 号）に基づいて、売買又は賃貸借の契約に至った空き家所有者とする。

(助成金の額等)

第3条 助成金は、1物件につき1回限りとし、助成金額は、空き家受け渡しの為の所有者の諸経費として居宅部分1㎡当たり1,000円を助成する。ただし、助成金の額が5万円以下の場合は5万円を助成する。

(助成金の交付手続)

第4条 助成金は、受け渡しのあった日から3箇月以内に第2条で定める所有者から大台町空き家バンク利用促進助成金請求書（別記様式）に町内の空き家を売買又は賃貸借することを証する書類を添えて町長に請求があった場合に交付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、大台町補助金等交付規則（平成18年大台町規則第45号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。